

第5章 設備の点検、整備

第23条 機能の維持

無線設備は、常にその機能を維持するため、整備されていなければならない。

第24条 環境保護

無線設備の取り扱いは、丁寧・清潔を旨とし、火気、冠水および塵埃から保護されるよう機器の環境について細心の注意を払うこと。

第25条 無線設備の変更

無線設備の内容、形状、設置場所および配置など、保守管理責任者の許可なく変更してはならない。また変更するときは事前に保守管理責任者の許可を得ること。

第26条 無線設備の点検修理

保守管理責任者は、要請を受けたらすみやかに無線設備の機能を確認し、必要に応じ点検修理を行い、その機能を復帰させなければならない。

第27条 運用開始前の点検

- ① 無線局運用者は、無線局を運用する前に電源コード、空中線、空中線ケーブル、マイクなどが完全に接続されていることを確認すること。
- ② 無線局運用者は、電源スイッチを『ON』にして受信、送信時の監視用メーターや表示ランプ（設備の型式により異なる、移動する携帯局を除く）音声ボリューム、スケルチ、マイクおよびスイッチなどが正常に動作することを運用開始前に確認すること。
- ③ バッテリーを内蔵した移動する携帯局は、前日または前回までの無線局の運用時間などバッテリーの残容量を考慮し、充電された予備のバッテリーを携行すること。

〔参考〕 移動する航空局の内蔵バッテリーは、バッテリー容量を4時間（送信1で受信9の割合）使用を目標に、交換方式（午前と午後）を想定している。

第28条 月次点検

- ① 運用責任者は、毎月1回定めた日に、空中線、空中線ケーブルなど屋外の設備についてその状況を目視により外観点検すること（移動する携帯局を除く）。
- ② 運用責任者は、毎月1回定めた日に無線業務日誌を点検し、日誌の記載漏れや運用の状況を点検して正規な運用がされていることを確認すること。
- ③ 移動する携帯局については、毎月1回定めた日に付属品について点検すること。

第29条 年次点検

- ① 運用責任者は、年1回定めた日に無線局に備えられた『関係書類』について点検する。また無線局運用状況について保守管理責任者から報告を求められたときは、ただちに報告すること。
- ② 移動する携帯局の『関係書類』年次点検は、保守管理責任者が必要と認めたとき保守管理責任者が代行してこれを行う。
- ③ 保守管理責任者は、必要と認めたとき無線設備の電氣的性能など測定して点検整備を行い、その測定したデータは、整備記録として保存すること。

第30条 無線局検査

保守管理責任者は、管轄の総合通信局より無線検査期日を指定された場合は、運用責任者と協議して、特別の理由が無い限りその期間内に受検すること。

第31条 指摘事項の措置

無線検査の受検結果、総合通信局より改善などの指摘、指導を受けたときは、保守管理責任者は総括責任者に報告し、関係部署と協議してすみやかに対処すること。

第6章 関係書類

第32条 無線局関係書類

無線局に備え付けなければならない『関係書類』は下記のとおりとする。但し、日頃の管理を確実にするため、一部の『関係書類』（※印）は、保守管理責任者が一定の場所で包括して管理する。

無線局に備え付けなければならない書類（※印のない書類を配布する）

- ① 無線局免許状
- ② 無線局免許申請書、事項書、工事設計書などの副本（※）
- ③ 無線局変更申請書、届書および添付書類などの副本（※）
- ④ 電波法令集（2冊1組）
- ⑤ 無線局業務日誌
- ⑥ 使用済みの無線局業務日誌（2年間保存）（※）
- ⑦ 無線従事者選（解）任届の写し（※）
- ⑧ 無線局検査簿（※）

第33条 関係書類の保管場所

無線局免許状、電波法令集および無線局業務日誌は、それぞれの無線局に配置する。但し、移動する携帯局の電波法令集は、共用書類扱いとしその他の『関係書類』（※印）と共に保守管理責任者が一定の場所で管理する。

第34条 免許状の掲示

無線局の免許状は、無線設備を設置してある場所の見やすい箇所に掲示すること。但し、移動する携帯局は『写し』を携帯する。

第35条 保存期間

使用が終わった無線局業務日誌、無線局検査簿などの関係書類は、2年間保存する。

第6章 付 則

- 付則－1 この規程は、医事無線局（携帯基地局及び携帯局）に適用する。
- 付則－2 この規程で、医事無線局の形態に沿わない条項は、その趣旨を重んじて解釈し準用する。また、この規程で不明な項目は、協議検討し明確にする。
- 付則－3 この規程は、平成 14 年 月 日付をもって発行する。

差換表

<u>改訂番号</u>	<u>変更承認</u>				<u>差換日および取扱者印</u>				
初期配布	平成	年	月	日付による配布	平成	年	月	日	印
1	平成	年	月	日付による改訂	平成	年	月	日	印
2	平成	年	月	日付による改訂	平成	年	月	日	印
3	平成	年	月	日付による改訂	平成	年	月	日	印
4	平成	年	月	日付による改訂	平成	年	月	日	印
5	平成	年	月	日付による改訂	平成	年	月	日	印
6	平成	年	月	日付による改訂	平成	年	月	日	印
7	平成	年	月	日付による改訂	平成	年	月	日	印
8	平成	年	月	日付による改訂	平成	年	月	日	印
9	平成	年	月	日付による改訂	平成	年	月	日	印
10	平成	年	月	日付による改訂	平成	年	月	日	印

配布番号	登録配布先
00	登録原本 ○○○○○○
01	北海道総合通信局、私設第二課
02	東北総合通信局、私設第二課
03	信越総合通信局、私設第二課
04	北陸総合通信局、私設第二課
05	関東総合通信局、私設第二課
06	東海総合通信局、私設第二課
07	近畿総合通信局、私設第二課
08	中国総合通信局、私設第二課
09	九州総合通信局、私設第二課
10	
11	○○○○○○○○○○○病院 x x x x x x 長
12	○○○○○○○○○○○病院 x x x x x x 長
13	○○○○○○○○○○○病院 x x x x x x 長
14	○○○○○○○○○○○病院 x x x x x x 長
15	○○○○○○○○○○○病院 x x x x x x 長

携 帯 基 地 局 一 覧

	<u>設置場所</u>	<u>呼出名称</u>	<u>免許番号</u>	<u>総合通信局</u>
1	北海道、〇〇〇〇病院	〇〇〇〇〇〇〇	北第	北海道
2	福島、〇〇〇〇病院	〇〇〇〇〇〇〇	東第	東 北
3	山形 〇〇〇〇病院	〇〇〇〇〇〇〇	東第	東 北
4	新潟、〇〇〇〇病院	〇〇〇〇〇〇〇	信第	信 越
5	長野 〇〇〇〇病院	〇〇〇〇〇〇〇	信第	信 越
6	富山 〇〇〇〇病院	〇〇〇〇〇〇〇	信第	信 越
7	神奈川 〇〇〇〇病院	〇〇〇〇〇〇〇	関第	関 東
8	東京 〇〇〇〇病院	〇〇〇〇〇〇〇	関第	関 東
9	埼玉 〇〇〇〇病院	〇〇〇〇〇〇〇	関第	関 東
10	千葉 〇〇〇〇病院	〇〇〇〇〇〇〇	関第	関 東
11	愛知 〇〇〇〇病院	〇〇〇〇〇〇〇	海第	東 海
12	静岡 〇〇〇〇病院	〇〇〇〇〇〇〇	海第	東 海
13	和歌山 〇〇〇〇病院	〇〇〇〇〇〇〇	近第	近 畿
14	大阪 〇〇〇〇病院	〇〇〇〇〇〇〇	近第	近 畿
15	岡山 〇〇〇〇病院	〇〇〇〇〇〇〇	中第	中 国
16	福岡 〇〇〇〇病院	〇〇〇〇〇〇〇	九第	九 州
17	— 欠 番 —			— 以上 —

携帯局一覧

001	携帯局	〇〇〇〇〇〇	10 ~ 19	10局
	〃	〇〇〇〇〇〇	110 ~ 149	40局
	〃	〇〇〇〇〇〇	160 ~ 166	7局
	〃	〇〇〇〇〇〇	51 ~ 59	9局
	〃	〇〇〇〇〇〇	510 ~ 526	17局

(※ 免許番号などは省略) 合計 83局

— 以上 —

救急車で使用できる無線の種類(アンケート調査結果)

消防本部	救急車数	全国波 使用台数	全国波 搭載率	都道府県波 使用台数	都道府県波 搭載率	市町村波 使用台数	市町村波 搭載率	救急波 使用台数	救急波 搭載率
(神奈川県)									
A	26	0	0%	0	0%	0	0%	26	100%
B	13	13	100%	13	100%	0	0%	13	100%
C	14	14	100%	14	100%	0	0%	14	100%
D	7	4	57%	7	100%	0	0%	6	86%
E	6	6	100%	6	100%	0	0%	6	100%
F	6	4	67%	4	67%	2	33%	6	100%
G	3	3	100%	3	100%	0	0%	3	100%
H	3	0	0%	3	100%	0	0%	3	100%
I	14	14	100%	14	100%	0	0%	14	100%
J	7	6	86%	7	100%	0	0%	7	100%
K	6	4	67%	6	100%	0	0%	6	100%
L	5	5	100%	5	100%	0	0%	5	100%
M	4	4	100%	4	100%	0	0%	4	100%
N	4	3	75%	3	75%	1	25%	4	100%
O	6	6	100%	6	100%	0	0%	0	0%
P	3	3	100%	3	100%	0	0%	3	100%
Q	2	2	100%	2	100%	0	0%	0	0%
R	4	4	100%	4	100%	0	0%	0	0%
S	5	5	100%	5	100%	0	0%	5	100%
U	2	2	100%	2	100%		0%	2	100%
V	5	5	100%	5	100%	0	0%	0	0%
W	3	2	67%	3	100%	0	0%	3	100%
X	4	2	50%	2	50%	0	0%	4	100%
(静岡県)									
A	2	2	100%	2	100%	0	0%	0	0%
B	3	3	100%	3	100%	0	0%	0	0%
C	4	4	100%	4	100%	0	0%	0	0%
D	6	6	100%	6	100%	0	0%	6	100%
E	4	4	100%	4	100%	0	0%	4	100%
(山梨県)									
A	5	5	100%	5	100%	5	100%	3	60%
B	3	3	100%	3	100%	0	0%	0	0%
C	5	1	20%	5	100%	0	0%	5	100%
D	8	2	25%	8	100%	0	0%	8	100%
合計	192	141	73%	161	84%	8	4%	160	83%

ドクター・ヘリにおける消防無線運用に関するアンケート

ドクター・ヘリとの通信方法に関する要望等をそのまま記載

消防救急無線のヘリ搭載について

- ・ ドクター・ヘリと要請先消防本部基地局との無線交信は勿論のこと、出動中の救急車(隊)との交信が可能となれば、医師の指示が救急隊に直接伝わり応急処置等の成果が図れると思います。
- ・ ドクター・ヘリと地上(基地局、移動局)と無線交信ができるのであれば特になし。
- ・ ヘリに消防救急無線の搭載ができれば支障ないと思います。

使用周波数について

- ・ 無線局の増設は不可能と思われるので、県内共通波、全国共通波の使用を要望します。
- ・ 各救急隊には、県内共通周波数の無線が積載されていますので、ドクターヘリに同一周波数無線を取り付けることで通信可能と考えます。(※県内共通波は複信ではありません。)
- ・ 県内波の使用を検討願います。
- ・ 当消防本部は静岡県の県内共通波を使用しております。
- ・ 県内波及び救急車積載の自動車電話、携帯電話で対応可能と考える。
- ・ 当消防本部は6台の救急車及び医師会所有のドクターカー1台のすべてに消防波1基(市波、県内波、全国波I)、救急波1基(複信)の無線機を搭載しております。
- ・ 当消防本部では、全国共通波(I、II、III)の内、Iのみを設置しております。(II,IIIは可搬局で対応しております。)
- ・ ヘリコプターの安全を確保するため、消防隊等による警備実施している関係から救急波は除くよう要望する。

その他の問題

- ・ 当本部基地局の通信の相手方は、全国の消防機関所属の陸上移動局となっておりますので、通信方法についてご検討をお願いします。又、陸上移動局については、消防機関所属の基地局及び陸上移動局となっております。
- ・ 無線統制依頼は消防本部とする。

個人情報保護について

- ・ プライバシー保護の徹底。
- ・ プライバシーに配慮した内容の交信方法。

以 上

改訂番号 No.
平成 年 月 日制定

配布番号	
------	--

ドクターヘリ搭載消防・救急無線 管理・運用規程（案）



改 訂 表

<u>発行番号</u>	<u>改訂ページ</u>	<u>変更承認</u>	<u>変更内容</u>
1001		平成 年 月 日付による改訂	
1002		平成 年 月 日付による改訂	
1003		平成 年 月 日付による改訂	
1004		平成 年 月 日付による改訂	
1005		平成 年 月 日付による改訂	
		平成 年 月 日付による改訂	
		平成 年 月 日付による改訂	
		平成 年 月 日付による改訂	
		平成 年 月 日付による改訂	
		平成 年 月 日付による改訂	
		平成 年 月 日付による改訂	
		平成 年 月 日付による改訂	
		平成 年 月 日付による改訂	
		平成 年 月 日付による改訂	
		平成 年 月 日付による改訂	
		平成 年 月 日付による改訂	

	目次	ページ
	改訂表	i
第1章	総則	
	第1条 目的	1
	第2条 無線局開設の目的	1
	第3条 定義	1
	第4条 無線局の免許状	2
第2章	管理と責任者	
	第5条 責任者	3
	第6条 総括責任者	3
	第7条 運用責任者	3
	第8条 保守管理責任者	4
	第9条 無線局運用者	4
第3章	無線従事者	
	第10条 無線従事者の配置と選任	5
	第11条 免許証の携行	5
	第12条 遵守措置	5
第4章	無線局の運用	
	第13条 規則の適用	6
	第14条 運用操作	6
	第15条 無線局の運用時間	6
	第16条 呼出名称	6

第17条	通信の相手	6
第18条	運用周波数	6
第19条	運用のモラル	6
第20条	無線業務日誌	7
第21条	通信の宰領	7
第22条	運用開始、閉局の通報	7
第23条	窃用の禁止	7
第5章 点検、整備		
第24条	機能の維持	8
第25条	環境保護	8
第26条	無線設備の変更	8
第27条	無線設備の点検、修理	8
第28条	運用開始前の点検	8
第29条	月々点検	8
第30条	年次点検	8
第31条	無線局検査	9
第32条	指摘事項の措置	9
第6章 関係書類		
第33条	無線局関係書類	10
第34条	関係書類の保管場所	10
第35条	免許状の掲示	10
第36条	保存期間	10
第7章 付則（付則 1～3）		
		11

第1章 総則

第1条 目的

この規程は、〇〇〇〇〇が開設し、ドクターヘリ（ドクターヘリとは、救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターであって、消防機関または医療機関の出動要請に応じ、救急医療の専門医及び看護師が同乗し救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことが出来る専用のヘリコプターのことをいう。）に搭載・運用する消防・救急無線の適切な管理と、適正な運用および保守管理を円滑に行うことを目的として定める。

第2条 無線局開設の目的

消防本部および消防携帯局と救急出場に関する業務通信を行い、円滑な業務を遂行するため無線局を開設する。

第3条 定義

この規程の語句の解釈については下記によるほか、電波法及び関係法令による。

- ① 無線局とは、無線設備と無線設備の操作を行う者（無線従事者）の総体をいう。
- ② 無線設備とは、無線電信、無線電話その他電波を送り受けるための電气的設備をいう。
（但し、受信のみを目的とするものを含まない。）
- ③ 無線従事者とは、無線設備の操作を行う者で、総務大臣（郵政大臣）または地方総合通信局長（地方電気通信監理局長または地方電波監理局長）の免許を受けた者をいう。
- ④ 無線電話とは、電波を利用して音声その他の音響を送り、または受けるための電气的設備をいう。
- ⑤ 携帯基地局とは、携帯局と通信を行うため、陸上に開設する無線局をいう。
- ⑥ 携帯局とは、陸上、海上若しくは上空の一若しくは二以上にわたり携帯し移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。

- ⑦ 携帯移動業務とは、携帯局と携帯基地局、または携帯局相互間の無線通信業務をいう。

第4条 無線局の免許状

無線局の免許は、使用周波数、呼出名称、通信相手、通信事項、運用方法や免許期限などの許可条件を付けて無線局免許状が付与される。

- | | |
|-------------------------|--|
| ① 免許人の氏名 | <u>○○○ ○○○○</u> |
| ② 無線局の種別 | 携帯局 |
| ③ 無線局の目的 | 消防・救急・防災業務連絡用 |
| ④ 運用許容時間 | 常 時 |
| ⑤ 通信の相手方 | 消防・防災機関の携帯基地局
および消防・防災機関所属の
携帯局 |
| ⑥ 通信事項 | 消防・救急・防災業務の遂行に
必要な事項 |
| ⑦ 免許の有効期限 | 5年間を限度に期限を指定 |
| ⑧ 無線設備の常置場所 | <u>平常保守管理する場所、住所</u> |
| ⑨ 無線局の移動範囲 | <u>日本全国 (移動して運用できる地域)</u> |
| ⑩ 無線局の呼出名称
(移動する携帯局) | <u>○○○ ○○○○ (番号)</u> |
| ⑪ 使用する周波数、 | 全国共通波 148.75MHz, 150.73MHz, 154.15MHz
都道府県波 148.21MHz, 148.29MHz, 149.69MHz, 152.77MHz,
152.81MHz, 153.01MHz, 153.53MHz, |
| ⑫ 電波の型式 | F 3 E |
| ⑬ 空中線からの
電波の出力 | <u>1 W,</u> |
| ⑭ 無線設備 | <u>設備の型式、形状、大きさ、製造
番号など無線局設置条件を記載</u> |

[参考] 無線局により下線を付した部分が変わる。

]

第2章 管理と責任者

第5条 責任者

無線局の正規な運用と無線設備の保守管理を円滑に行うため、下記の責任者を設けてその責任を明確にし、無線局の有効な運用を行う。

- ① 総括責任者は、○○○○ とする。（例）県消防防災部局長
- ② 運用責任者は、○○○○ とする。
（例）委託をされたドクター・ヘリ運航会社の運航責任者
- ③ 保守管理責任者は、○○○ とする。（例）県消防防災部局課長
- ④ 無線局運用者は、無線従事者（その無線局に選任されている者）とする。

第6条 総括責任者

無線局のすべての責任を負うとともに、その無線局の運用と保守管理などについて各運用責任者、保守管理責任者が責任をもって職務を遂行するよう指導監督し、自らも電波法および関係法令を遵守しなければならない。

第7条 運用責任者

- ① 電波法および関係法令を遵守して無線局を運用する責任を負う。
- ② 無線局の正規な運用を行うため、適切な無線従事者を配置する。
- ③ 無線局運用者（無線従事者）が、正規な運用をするよう指導監督し、その責任を負う。
- ④ 日頃、無線設備の状況を把握し、異常が認められた時は、すみやかに保守管理責任者に詳しく報告のうえ点検・修理を要請し、最良の状態を維持すること。
- ⑤ 無線局に備えられた『関係書類』を責任をもって管理し、無線業務日誌により1年間の運用状況などを保守管理責任者に報告すること。

第8条 保守管理責任者

- ① 無線局の電波法及び法令による日常的な業務について責任をもって行う。
- ② 運用責任者及び無線局運用者（無線従事者）が、電波法令に従って無線局の正規な運用と無線設備の正しい取り扱いをするよう指導監督するとともに、自らも法令を遵守すること。
- ③ 無線局を円滑に運用するため、無線設備は常に良好な状態を維持し、無線設備の点検修理などの要請があった場合は、すみやかに処置をすること。
- ④ 無線局の運用や無線局に配置された『関係書類』を管理する運用責任者を支援する。
また『関係書類』は、保守管理責任者が一括して管理することとする。
- ⑤ 無線設備や無線従事者などに変更がある時は、すみやかに処置し、無線局の運用に支障を与えてはならない。
- ⑥ 無線局検査を受検した結果、改善などの指摘を受けたときは、すみやかに協議検討し、適切な処置をすること。

第9条 無線局運用者（無線従事者）

- ① 無線局開設の目的を把握し、運用責任者の指導、監督、指示に従い、電波法および関係法令を遵守して運用すること。
- ② 重要（遭難、緊急、安全、非常など）な通信を受信した時は、すみやかに運用責任者に報告するとともに、その指示に従うこと。
- ③ 通信は、簡潔かつ確実に行うこと。
- ④ 無線局を運用操作するときは、無線従事者免許証を携帯すること。
- ⑤ 無線局を運用する前に、無線設備の状態を確認すること。

- ⑥ 無線局を運用した無線従事者は、必ず無線業務日誌に必要事項を記載すること。
- ⑦ 無線設備などに不具合が生じた場合は、すみやかに運用責任者に報告し、その指示に従い修理依頼などの適切な処置をすること。
- ⑧ 無線設備の取り扱いには細心の注意を持って行い、火気・冠水や塵埃から機器を守るよう環境に配慮すること。

第3章 無線従事者

第10条 無線従事者の配置と選任

- ① 無線局運用者（無線従事者）は、その無線局に有効な有資格者でなければならない。
- ② その無線局に有効な有資格者とは、その免許人が無線従事者選任届により選任した者をいう。

第11条 免許証の携行

無線従事者は、無線局を運用するときは、常に無線従事者免許証を携行しなければならない。

第12条 遵守措置

無線従事者は、電波法および関係法令を遵守し、常に細心の注意を払って無線局を運用しなければならない。

第4章 無線局の運用

第13条 規則の適用

無線局の運用は、電波法の無線局運用規則などを遵守して運用すること。

第14条 運用操作

無線局は、選任された無線従事者および選任された無線従事者の管理、監督下にある者により運用すること。

第15条 無線局の運用時間

無線局の運用は、ドクターヘリとしての業務開始より、業務完了までの間とする。

第16条 呼出名称

通信の開始と終了時には、必ず自局の呼出名称を付して、その電波の出所を明確にして責任を明らかにしなければならない。

第17条 通信の相手

通信できる相手局は、各消防・防災本部およびそれら所属の携帯局に限る。但し、不慮の事態に伴い通信連絡の要請を受けた時は、積極的にこれに対応しなければならない。

第18条 運用周波数

通信に使用する周波数は、消防機関が指定する消防用都道府県波とする。ただし救急出場場所が他の都道府県である場合は、消防用全国共通波により通信設定を行った後、その消防機関が指定する消防用都道府県波の周波数を使用するものとする。

第19条 運用のモラル

無線局を運用する者は、無線局を設置した目的を把握し、救急業務に必要な業務通信を円滑に行うため、その内容は明瞭かつ簡潔でなければならない。また、無線局を個人的な用件に利用してはならない。